大阪市告示第1558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

路　線　名	区　　間	供用開始の期日
巽広田宮東線	生野区巽中１丁目340番の６地から 同　区同　　340番の６地まで	告　示　の　日

（建設局総務部管財課）